

# 広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



3 月号

2020 (令和2) 年  
No. 186



# 水道メーター検針期間と料金の請求方法が変わります③

外部委託で変更となる点について、3月号までの3回に分けてお知らせします。

○4月から、上下水道窓口業務等を民間業者に委託します。

## 【4月以降の窓口】

- 名称 周防大島町上下水道料金お客様センター
- 場所 柳井市南町1丁目10-2  
柳井市役所2階（上下水道部 水道課内）
- 業務時間 午前8時30分～午後5時15分  
（土日祝日を除く）  
☎0820（25）1600
- 受託業者 フジ地中情報株式会社 広島支店
- 業務内容 メーター検針、開閉栓、料金請求、  
窓口業務等

▶制服を着用した受託業者が対応します



▲柳井市役所内のお客様センター

○4月から、以下の納付書へ変更となります。なお、旧納付書のコンビニ使用期限は4月20日までです。4月以降に納付書の再発行をご希望の方は、お客様センターまでご連絡ください。

〒742-2192  
大島郡周防大島町大字小松126-2

**【新納付書のイメージ】**

周防 太郎 様  
9999-9999-99

# 見本

【お客様登録情報】  
大島郡周防大島町大字小松126-2  
周防 太郎 様

※ 切り取り線から切り離して、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）の窓口又はコンビニエンスストアのレジカウンターにお渡ください。  
35305 (周防大島町)

令和02年〇〇月 検針分 水道料金・下水道使用料 納入済通知書

口座番号	01350-0-961102	加入者名	周防大島町上下水道事業企業出納員
お客様番号	99999	ご請求金額	4,725円
水栓番号	999999		
台帳番号	999999		
納入期限	令和02年〇〇月〇〇日		
納入者氏名	周防 太郎 様		

本書のとおり領収いたしましたので通知します。(宛先)周防大島町上下水道事業企業出納員  
取りまとめ店 〒730-8794 柳井市南町1丁目10番2号 柳井市役所2階 上下水道部 水道課内  
CVS収納用 収納代行機連携システム (周防大島町保管/コンビニ本居付)

水道料金・下水道使用料納入通知書  
令和02年〇〇月 検針分

お客様番号	99999
前回検針日	令和02年〇〇月〇〇日
今回検針日	令和02年〇〇月〇〇日
納入期限	令和02年〇〇月〇〇日

水道料金		下水道使用料	
検針順番号	9999-9999-99	種別	水道
使用水量	12 m <sup>3</sup>	使用水量	12 m <sup>3</sup>
水道料金	2,305円	下水道使用料	2,420円
水道料金・下水道使用料合計		4,725円	

※ 上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。  
※ 上記の金額には消費税相当額を含んでいます。  
令和02年〇〇月〇〇日  
周防大島町上下水道事業  
周防大島町長 椎木 巧

水道料金・下水道使用料 納付書

口座番号	01350-0-961102	口座番号	01350-0-961102
加入者名	周防大島町上下水道事業企業出納員	加入者名	周防大島町上下水道事業企業出納員
お客様番号	99999	お客様番号	99999
納入者氏名	周防 太郎 様	納入者氏名	周防 太郎 様
令和02年〇〇月 検針分		令和02年〇〇月 検針分	
ご請求金額	4,725円	ご請求金額	4,725円
納入期限	令和02年〇〇月〇〇日	納入期限	令和02年〇〇月〇〇日

収入印紙不要  
領収日付印 (納入者保管)

水道のご使用がない場合は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。

下水のご使用がない場合は、「\*\*\*\*\*」と表示されます。

水道のみご使用の場合は、「水道料金」と表示されます。

下水のみご使用の場合は、「下水道使用料」と表示されます。

## ■問い合わせ

水道課 ☎ 79 - 1011  
下水道課 ☎ 79 - 1014



## 農地の賃借料情報を提供します

☎周防大島町農業委員会（農林課内）  
☎0820（79）1002

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借（50筆のうち特殊な取引を除く）における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

## ●周防大島町農地賃借料情報

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稲）の部	基盤整備地域	8,400円	10,000円	7,600円	3筆
	未整備地域	3,600円	6,200円	1,800円	10筆
畑（普通畑）の部		6,800円	14,100円	4,100円	6筆
畑（樹園地）の部		5,900円	10,000円	2,500円	16筆

※賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、60kg当たり9,984円に換算しています。

※賃借料を物納支給（みかん）としている場合は、1kg当たり202円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」（令和元年実績235筆）があります。

## 申請はお済みですか？

## 高額医療・高額介護合算療養制度についてお知らせします

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

平成30年8月1日から令和元年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしていますので、早めに申請をしてください。

なお、次の①、②に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認できないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

①平成30年8月から令和元年7月の間に住所を変更された方（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方）

②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当する方は、支給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医療保

険の窓口で自己負担額証明書を入手のうえ申請してください。ただし、申請をしても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

## ■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します）

## ■申請先

令和元年7月31日時点で加入していた医療保険

## ■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820（73）5502

## 重度の障害のある方へ

### 特別障害者手当などが支給されます

重度の障害のある方で、日常生活において常に特別な介護が必要な方は、認定を受けることにより特別障害者手当などが受給できます。

#### ●特別障害者手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する方

- ① 重度の障害が二つ以上ある（内部障害の重複は一つの障害として扱います）
- ② 重度の障害が一つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、療育手帳の障害の程度がA、精神障害）が二つ以上ある
- ③ 重度の障害が一つあり、その障害のため日常生活（動作）において常に特別な介護が必要

#### ●障害児福祉手当

【対象】 身体または知的・精神に重度の障害※<sup>1</sup>があり、日常生活において常時特別な介護が必要な満20歳未満の在宅障

害児で、次のいずれかに該当する子ども

- ① 重度の障害が一つ以上ある
- ② 知的障害（療育手帳の障害の程度がA）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

#### ●特別児童扶養手当

【対象】 身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

- 1級に該当する子ども
    - ① 身体障害者手帳1・2級または3級の一部※<sup>2</sup>
    - ② 療育手帳の障害の程度がA
  - 2級に該当する子ども
    - ① 身体障害者手帳3級または4級の一部※<sup>3</sup>
    - ② 療育手帳の障害の程度がB
- ※<sup>1</sup> 身体障害者手帳1・2級、知的障害者でIQ（知能指数）がおおむね20以下、重度の精神障害

※<sup>2</sup> 下肢障害において、両足首から欠くもの

※<sup>3</sup> 下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上

各手当の支給額

手当	支給額（月額）
特別障害者手当	27,350円
障害児福祉手当	14,880円
特別児童扶養手当	1級 52,500円
	2級 34,970円

◎ 手当には支給制限があります  
 ・ 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき  
 ・ 社会福祉施設に入所しているとき  
 ・ 3カ月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります

手当によって必要な書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

#### ■問い合わせ

福祉課 民生福祉班  
 ☎ 0820 (77) 5505

## めざせ！ かしこい消費者

アパート退去時にリフォーム代を請求され、敷金が返ってこない

#### 【相談】

賃貸アパートを退去することになった。きれいに使ってきたつもりだったが、貸主との立ち会いで「敷金はリフォーム代に充てる」と言われ納得できない。

#### 【アドバイス】

原状回復以上の費用を負担する必要はないことを伝え、納得できない請求に対しては、国土交通省のガイドラインを参考に自主交渉するよう助言した。

#### 【ワンポイント講座】

国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化は貸主の負担、通常の使用方法では発生しない破損や汚損については借主の負担で修繕するとされています。

入退去時は、できる限り貸主と一緒に部屋の現状を確認しましょう。確認した内容はメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったりして、証拠となる記録を残すことが大切です。

修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得できない点は貸主に十分な説明を求めましょう。

お困りの際は、お近くの柳井地区広域消費生活センターにご相談ください。

ご相談は…

柳井地区広域消費生活センター

☎ 0820 (22) 2125

山口県消費生活センター

☎ 083 (924) 0999



# 狂犬病予防注射と犬の登録を行います

犬の飼い主には、犬の登録（生涯1回）と、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが狂犬病予防法で義務づけられています。

## 【狂犬病予防接種】

■対象 生後91日以上の犬

■日時・場所

下表のとおり（どの会場でも受けることができます）

■料金（1頭あたり）

・登録済の犬 3,050円

（予防注射代2,500円／注射済票550円）

・未登録の犬 6,050円

（上記料金および登録料3,000円）

◆注意事項

☞料金および飼い主の方へお届けする通知書をご持参ください。（通知書内の太枠で囲っている問診欄を必ずご記入ください）

☞犬が暴れて注射ができない場合がありますので、その犬に慣れた方が連れて来てください。

☞料金はつり銭のないようご準備ください。

## 【犬の登録】

■飼い主の住所または飼い主が変更になった場合や犬が死亡した場合には、届出書を生活衛生課または各総合支所・出張所へ提出してください。

■新しく犬を飼い始めた方、まだ登録が済んでいない犬を飼われている方は注射実施までに生活衛生課または各総合支所・出張所で登録を行ってください。



4月14日(火)	8:55~9:05	家房停留所
	9:10~9:20	出井停留所
	9:25~9:30	津海木消防機庫
	9:35~9:50	沖浦出張所
	9:55~10:05	横見集荷場前
	10:10~10:20	日見公会堂
	10:25~10:35	志佐老人憩いの家
	10:40~11:05	大島集荷場(小松)
	11:10~11:20	志駄岸神社駐車場
	11:25~11:35	小松港
	11:50~11:53	奥畑停留所
	11:55~11:58	榎原停留所
	12:05~12:10	旧神領停留所
	12:15~12:20	旧屋代小学校入口
12:25~12:45	大島庁舎前公園	

4月15日(水)	8:55~9:05	三浦寺家橋
	9:10~9:30	蒲野出張所
	9:35~9:40	西の郷浜老人憩いの家
	9:45~9:55	棕野出張所
	10:05~10:50	農業者健康管理センター(久賀)
	12:00~12:15	樽見渡船待合所
	12:30~12:35	江ノ浦渡船待合所

4月16日(木)	8:50~8:55	秋集荷場跡地
	9:00~9:05	吉浦集荷場前
	9:10~9:25	庄集荷場前
	9:30~9:35	三ツ松区民会館
	9:40~10:00	橘庁舎
	10:05~10:15	原区民会館
	10:20~10:30	安高米穀店横
	10:35~10:40	鹿家集荷場前
	10:45~11:00	油良集荷場前
	11:10~11:15	長浜集荷場跡地
	11:20~11:30	しらとり苑横
	11:35~11:45	日前郷集荷場前
11:50~12:00	日良居庁舎	

4月17日(金)	8:50~8:55	馬ヶ原集荷場跡地
	9:05~9:10	油宇集会施設
	9:15~9:25	油田出張所
	9:30~9:35	小伊保田集荷場跡地
	9:45~9:55	和田出張所
	10:00~10:05	内入集荷場跡地
	10:10~10:15	小泊集荷場跡地
	10:20~10:25	和佐公民館
	10:35~10:55	東和総合センター
	11:10~11:15	佐連会館
	11:25~11:30	伊崎集荷場前
	11:35~11:45	白木出張所
	11:50~12:00	船越集荷場跡地
12:05~12:15	西方旧選果場前	

■問い合わせ 生活衛生課 生活衛生班  
☎0820(79)1010



「ちよび塩」でおいしく運動・活動で元気に！

## 5年後、10年後の

### 理想の自分へ

3月20日は春分の日です。「自然をたたえ、生物をいつくしむ」日として、戦後祝日になったのをご存知ですか？昔の人は、自然に感謝し、冬眠していた動物たちが動き始める春を祝福していたのでしょね。ちなみに秋分は、「先祖を敬い、亡くなった人をしのぶ」日とか。いつくしむ、しのぶという言葉が表すように、時には懐かしい気持ちでこれまでの人生を振り返り、やがて来る未来の姿に目を向けて今の生活を少しだけ大事にしてみませんか？

5年後、10年後の皆さんは、どこで何をしていますか？どんな自分を想像しますか？

#### 健康は誰のもの!?

ズバリ、ご自身の心や体はこの世に1つしかない自分だけのもの。当たり前ですが、意識することは少ないですよ。扱方一つで、調子が整う事もあれば崩してしまう事もありません。長持ちすることもあれば、早くに傷むこともあります。同じように扱っても効き目はさまざまです。食べて飲

んで動いて寝てといった、当たり前前かが当たり前でなくなることもあります。だからこそ、自分の体の変化を正しく知り、自ら体調管理を行い、唯一無二の心と体を守りたいですよ。5年後、10年後の理想の自分に向けて、今出来ることに挑戦しませんか？

#### 各年代で気をつけたいこと

20代 自分で健康体の土台をつくる

時期。今の生活習慣が、将来大きく影響します！

↓ポイント…酒、タバコ、朝食

30代 心も体も異常サインを出し始める時期。病気の下地が芽吹く

年代だと自覚しよう！

↓ポイント…暴飲暴食、ストレス・心の変動

40代 色々な病気が現実には迫ってくる年代。中期の体の変化を意識しよう！

↓ポイント…更年期障害、肥満

50代 老化と命に関わる病気が一気に迫って来る年代。自分の体と

正面から向き合おう！

↓ポイント…血圧、コレステロール、がん

60代 三大疾患（がん・心臓病・脳卒中）の死亡率が高い年代。健康で自立した生活を送るための

努力が必要！

↓ポイント…病気の治療、正しい服薬

#### ちよび塩で応援！

ちよび塩が目指すのは、減塩から健康を考え、生活の一部として健康づくりを定着させながら各年代の健康を向上し、次に迎える年代に健康のバトンを渡して健康寿命の延伸を図ることです。ぜひ、健康管理の1つとして「ちよび塩」を加えてください。

#### ●ちよび塩クイズ

4月から日本人の食事摂取基準が改定され、1日の食塩摂取目標量が変わります。ズバリ、何gになるでしょうか？成人の男女別でお答えください。

（答えは、11ページに掲載）

#### ■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎ 0820 (73) 5504

#### はるやすみ

### 「こども50円バス」

#### キャンペーンを実施します！

3月27日(金)～4月7日(火)

#### ♪運賃額

全区間一律で1乗車につき50円

現金でお支払いの場合のみ対象となります。他の割引との併用や、バスカードでのお支払いはできません。

♪対象路線 防長交通(株)が運行する路線バス全線（※ 高速バス、スーパーはぎ号、岩国市由宇町内の路線バスは除きます）

♪対象者 小学生以下の児童・幼児

♪利用例 平野から徳山まで行く場合

・周防平野～大島駅前 50円

・大島駅前～柳井駅前 50円

・柳井駅前～徳山駅前 50円 合計150円で到着

♪問い合わせ 防長交通(株)平生営業所 ☎0820 (56) 5100



# 森地区若者定住促進住宅用地貸付の募集を行います

若者世帯の転入の促進および転出の抑制を図り、過疎化による児童数の減少に歯止めをかけるとともに地域を活性化することを目的に若者世帯が自己負担によりマイホームを建築するために未活用の町有地を町が宅地造成し貸し出します。

## ■募集する住宅用地

周防大島町大字森地区（旧東和庁舎跡地）5区画のうち2区画

- ・区画①（314・97㎡）
- ・区画⑤（213・33㎡）

※区画②、③、④については成約済みです。

## ■貸付期間

10年（10年後は無償譲渡いたします）

## ■貸付料

- ・区画① 月額8200円
- ・区画⑤ 月額5500円

## ■応募ができる方

現に生活の基盤が周防大島町にある方または、生活の基盤を周防大島町に移そうとする方で、概ね45歳以下の1世帯2人以上（同居予定の単身者を含む）の当該用地に自己負担によりマイホームを建築できる方。

## ■募集期間

3月16日～4月30日(木)まで

※募集期間内に応募のない用地については、随時申し込みの受付を行います。

## ■選考方法

応募者多数の場合は、公開抽選により決定いたします。

## ■応募方法

次の書類を政策企画課に提出してください。

- ・若者定住促進住宅用地貸付申請書
- ・確約書（用地借受後、1年以内に住宅建築の着手を確約する旨の書類）
- ・同居誓約書（住宅完成後1年以内に同居予定者と同居することを誓約できる単身者に限る）
- ・所得を証明する書類（同居しようとする者を含む）
- ・住民票（同居しようとする者を含む）
- ・直近の納税証明書・滞納のない証明（同居しようとする者を含む）

※応募書類は政策企画課、各総合支所にてお渡しいたします。また、町ホームページからも印刷できます。

※提出書類は郵送または直接お届けください。返却は致しません。

## ■申し込み・問い合わせ

〒742-2192

周防大島町大字小松126-2

周防大島町政策企画課

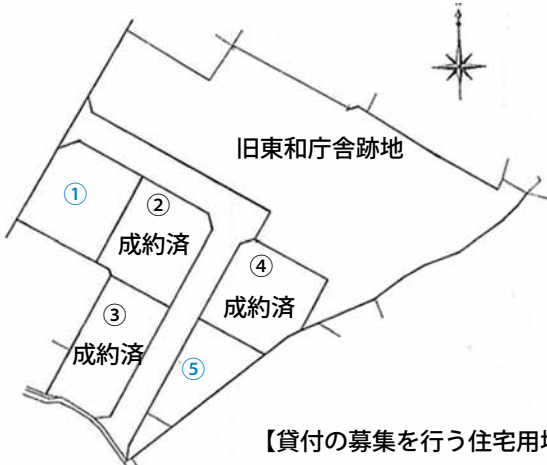
定住対策班

☎0820(74)1007

FAX0820(74)1015

メールアドレス

seisakukikaku@town.suo-oshima.lg.jp



【貸付の募集を行う住宅用地】

## タケノコを出荷してみませんか！

4月はタケノコの収穫の季節です。タケノコを掘って、出荷してみませんか？発生したタケノコを放置すると、竹林は拡大し、隣接地や農地などに侵入していきます。その駆除に苦勞されている方も多いと思いますが、タケノコを掘って出荷すれば、竹林の拡大防止と収入の一挙両得です！

タケノコの掘り取りには唐鍬（きんぐわ）を使います。タケノコの腹面から鍬で掘り、地下茎の接合部のやや上から切断します。鍬傷をつけると、タケノコの商品価値が極端に落ちるので、傷をつけないように掘り取ることが大切です。掘りつつたタケノコは、日光に当たらないようにし、できるだけ早く選別を行い出荷します。

集荷は、4月に入ってから週3回程度、JA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗にて荷受けされる予定です。出荷にあたっては、事前に登録が必要となりますが、最寄りのJA山口県周防大島統括本部の各支所または、ふれあい店舗に行けば、どなたでも登録して出荷できます。

なお、タケノコの出荷規格等についてはお問い合わせください。

## ■問い合わせ

JA山口県周防大島統括本部販売指導課

☎0820(72)0970

柳井（岩国）農林水産事務所森林部

☎0827(29)1565

# 農業者年金に加入しませんか？

●農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）であって、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

※農業者年金に加入される方は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）の納付も必要となります。

●少子高齢化に強い年金です。年金資産は安全かつ効率的な運用

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万円～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

●終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることがで

きます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額が、死亡一時金としてご遺族に支給されます。

●税の特例が用意されています

☆支払った保険料は、全額（1人当たり最高年額80万4千円）が社会保険料控除の対象となります。

☆保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益（運用益）は非課税です。

☆将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば公的年金等の合計額が120万円までは非課税となります。

●認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

加入時の年齢や必要な要件により、補助の金額や受けられる期間に違いがあります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJ Aか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせください。

■問い合わせ

・周防大島町農業委員会（農林課）

☎0820（79）1002

・独立行政法人農業者年金基金（企画調整室）

☎03（3502）3942

<https://www.nounen.go.jp/>

・山口県農業協同組合周防大島統括本部または各支所



## 後期高齢者医療保険料の年金天引き（特別徴収）4月開始について

後期高齢者医療保険料は、原則として介護保険料が差し引かれている年金からの天引き（特別徴収）により納めていただくようになります。

次に該当する方は、4月に受給される年金から保険料の天引きが開始されます。

- ① 本年2月に年金から天引きされた方
- ② 昨年10月2日までに後期高齢者医療保険の被保険者となり、年金の受給額が年18万円以上の方（介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、年金受給額の2分の1を超えないとき）

※①②に該当していても、「国民年金」と「厚生年金」など複数の年金を受給している場合は、年金天引きとされない場合があります。

年金から天引きとなる方でも、口座振替による納付に変更することができます。口座振替に変更した場合、税申告での社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。希望される方は、金融機関で口座振替の手続きをした後、健康増進課医療保険班または各総合支所・出張所の窓口で納付方法変更の申請を行ってください。（納付状況により変更できない場合もあります）

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班

☎0820（73）5502



## 受賞・表彰

◆瑞宝単光章

山本 康彦さん（小松）  
（元周防大島町消防団副分団長）



◆全国交通安全協会交通安全功労者表彰  
中元みどりさん（西屋代）



▲柳井警察署長㊦から表彰状を伝達された中元みどりさん㊧

## 地域おこし協力隊

篠原さん退任

平成29年2月に地域おこし協力隊員として周防大島観光協会に着任し、インバウンド事業を中心に活躍された篠原哲夫さんが3年の任期を満了されました。

日系ハワイアンの皆さんが来訪された際のルーツ探訪の手伝い、ふるさとオーディションの運営、大島大橋損傷事故の際の復興支援企画の運営と、幅広く活動いただき、観光協会にとってもかけがえのない仲間となりました。

今後この島に暮らしながら商工観光に関わる分野で活動されますので、気軽に声をかけあって、一緒に周防大島を盛り上げていきましょう。



▲退任された篠原さん㊦（広島のイベント会場でサタフラの広報活動を行っている様子）

周防大島観光協会

☎ 72・2134

## 安心のあるまち 防災行政無線

圏政策企画課 広報情報統計班

☎ 0820（74）1007

### ○戸別受信機の電池切れ

戸別受信機には停電を想定して、乾電池が入っています。

乾電池の残量が少なくなると、放送終了後に赤色の表示ランプが点滅し、「プツ、プツ、プツ」と警告音が鳴ります。

災害時の停電で避難情報を聞くことができないで避難が遅れてしまったという例が多いことから、電池切れを確実にお知らせするために赤ランプの点滅と音で知らせるようになっていきます。

### ○音を止める

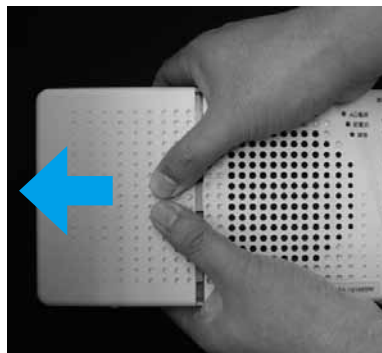
「緊急音量解除」のボタンを押すと、一時的に警告音を止めることができます。放送を受信すると再び警告音が鳴ります。



押すと一時的に音が止まります

### ○電池の交換方法

受信機の右側面の電源スイッチを切つて、前面のふたを開けます。



中央の「OPEN」の部分強く押して矢印の方向へスライドさせます。



単2の電池（アルカリ電池推奨）が4本必要です。

電池の交換が終わったら元に戻し、コンセントなどを確認して電源スイッチを入れます。赤色のランプが消えて緑色のランプが点灯していれば電池交換の終了です。

# 周防大島の話題



▲宇宙桜の植樹を行う参加者

## 宇宙神代桜を植樹

2月1日、瀬戸公園で宇宙神代桜の植樹が行われました。この桜の苗木は、2008年から国際宇宙ステーションに8カ月半滞在し、地上に帰還した種から芽を出した宇宙桜の子桜に当たります。また、ローマ法王に贈呈された山高神代桜の姉妹に当たる苗木も植樹されました。

大島の玄関口を桜の名所にしたいという周防大島・山高神代桜の会とNPO法人ふるさとづくりのん太の会が、山梨県北杜市で桜を育てる三枝基治さんから、大島大橋の貨物船衝突事故に負けるなどという復興へのエールを込めて、苗木を分けてもらったものです。

## 地域おこし協力隊員が着任しました

地域の水産業や漁村の活性化に取り組んでいく、地域おこし協力隊員がきまり、2月3日、大島庁舎において委嘱状の交付式が行われました。

着任したのは、大阪府出身の東純一<sup>ひがし じゆんいち</sup>さんで、主に水産業や水産物の魅力発信、魚食普及、商品開発、販路開拓、地域活性化につながる事業・イベント企画などの業務に取り組みます。

東さんは、「今までの伝統に則った中での新しい動きができれば、自分の中でもすごく誇れるものになる」と意気込みを語りました。



▲椎木町長から委嘱状を受け取る東さん

## 普段から災害に備えましょう

2月9日、山口県防災センターにて、「最近の大規模災害に学ぶ～目からウロコの防災新常識～」と題し、防災システム研究所 所長 山村武彦氏による防災講演会が行われました。

講演の中では、家や職場などで地震の揺れを感じたときに、一時的に退避できる「安全ゾーン（ガラスの飛散や転倒落下物のない閉じ込められないスペース）」を決めておくこと、普段から小さな揺れで行動する癖をつけておくことが大事との話がありました。

また、今までの災害に備えた準備や訓練も形式的になってはいないかと警鐘を鳴らし、「明日震度6強の地震が来るとして、年に1度は真剣に準備をしてほしい」と語りかけました。



◀「持ち出すものは命だけ」「その場に合わせた命を守る行動をとることが大事」と話す山村氏







▲トークセッションの様子

## やまぐち移住倶楽部 大交流会

2月15日、「やまぐち移住倶楽部」大交流会 in 周防大島が大島文化センターにて開催されました。

やまぐち移住倶楽部は、山口県への移住者が安心して住み続けられるよう、移住者をサポートし、移住者同士の交流を促進するために発足したものです。

大交流会では、移住倶楽部のキャプテンの村岡知事と周防大島町在住移住者3人によるトークセッションが行われ、山口の魅力や移住して感じたことなどについて、活発な意見交換が行われました。

また、会場では交流ステージや移住者などによるブース出展もありました。

1つ見学 ▶



早いもので、もう3月になり、地域おこし協力隊としての任期も残り1年となりました。

1月に開催した「周防大島まるかじり」には、島内外から多くの方に遊びに来ていただき、誠にありがとうございました。

さて、観光協会では、今年も引き続き二次交通が弱い周防大島内を自転車で楽しんでもらえるように、レンタサイクル推進をしていくとともに、瀬戸内アルプスとも呼ばれる嵩山を筆頭に600m級連山の縦走、ハイキングを楽しんでいただけるように発信していきたいと考えています。

ケーブルテレビ周防大島チャンネルでは、本年より観光協会チャンネルを設けていただき、島内のグルメやアクティビティなどを紹介していくこととなりました。第1回目の放送は、今や周防大島の冬の名物「みかん鍋」を特集しました。実は食べたことがないという町民の方もいらつしや

地域おこし協力隊員 新井謙太郎の

しましまタイムズ

SHIMASHIMA TIMES

17

周防大島町観光協会

☎0820(72)2134



▲嵩山山頂に到着！（観光協会の3人で岩屋権現から嵩山山頂までハイキング）

るのではと思うので、番組をきっかけにみかん鍋をご賞味いただければ幸いです。

そして第2回目の放送では、嵩山中腹にある岩屋権現から嵩山山頂までのハイキングコースの紹介をさせていただきました。山頂ではコーヒーを飲むなど、瀬戸内アルプスの楽しみ方を発信しているのですが、ぜひ周防大島チャンネルをご覧になっていただけたらと思います。また、放送後はYouTubeなどでも配信していく予定となっております。

これからが周防大島のベストシーズン。皆さんも周防大島の魅力を再発見してみてください！

【P6 ちょび塩クイズ答え：男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満  
詳しくは P17 の「こちらは管理栄養士です」欄をご覧ください。】



募 集

周防大島町地域おこし協力隊員（会計年度任用職員）を募集します

●定住促進関係

移住定住希望者への情報発信や相談、移住定住後のサポート等を行うことで、定住の促進や地域の活性化に取り組んでいただける方を募集します。

○業務

- ・周防大島町定住促進に関する事務、事業の企画・実施
- ・移住定住希望者への情報提供
- ・移住定住後のサポート
- ・女性のための移住相談およびサポート
- ・空家の掘り起こし等

●インバウンド関係

周防大島をはじめとした瀬戸内海沿岸部を世界の観光地に変え、地方創生とインバウンド市場の活性化などに取り組んでいただける方を募集します。

○業務

- ・周辺にあるインバウンド先進地域との連携
- ・訪日外国人客が好むコンテ

- ・アクティビティサービスの企画・運営
- ・姉妹島であるハワイ州カウアイ島との関係を深化
- ・サイクリング関連事業の推進業務
- ・その他観光全般

※採用された方は、周防大島観光協会のスタッフとして業務に従事していただきます。

【共通事項】

■募集人数等

概ね25歳以上の社会経験のある方 各1人

■勤務時間

1日7時間45分、1カ月17日勤務を基準とします。

■応募要件

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し、委嘱後に周防大島町に住民票を移すことができる方

※応募の対象となる地域要件についてはお問い合わせください。

- ・普通自動車免許を取得している方
- ・パソコン操作が可能な方

■報酬等

- ・月額17万1020円＋期末手当
- ・社会保険
- ・住居は町で準備します

■申込期限

4月30日（木）（必着）

なお、申し込みがない場合は、随時受付を行います。

■応募方法

提出書類により書類審査を行います。

・応募用紙

・履歴書（写真貼付）

・レポート「私が周防大島町で取り組みたいこと」（1000字程度）

・住民票

※応募用紙等は政策企画課でお渡しします。また、町ホームページからも印刷できます。提出書類は郵送、または直接お届けください。返却はいたしません。

■応募先・問い合わせ

〒742-2192  
周防大島町小松126-2  
政策企画課定住対策班  
☎0820(74)1007  
メール seisakukikaku@town.suo-oshima.g.jp

お知らせ

就学援助費・就学奨励費  
交付申請

■対象

- ・就学援助費  
町内小中学校児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学援助を希望される人
- ・就学奨励費  
特別支援学級へ就学している町内小中学校児童・生徒の保護者で就学援助を希望される人

■交付内容

学用品費・修学旅行費・学校給食費など

■申請期限

4月20日（月）（年度の途中で申請の受付を行います。認定となった場合は提出した日から援助対象となります）

■申請方法

教育委員会学校教育課または各公民館へ、所定の様式により申請してください。（継続を希望される人も、改めて申請が必要です）

■申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・生計を同一にする世帯全員の平成31年度課税証明書（ただし、平成31年1月1日現在、町内に住所を有する方は必要ありません）
- ・児童扶養手当証書の写し（該当者は必ず添付）
- ・振込先口座

■問い合わせ

教育委員会学校教育課  
☎0820(78)2204



あなたの資産を確認してください  
固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税の納税者が、自己の土地や家屋と、他の土地や家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度です。

■縦覧期間

4月1日（水）～6月1日（月）  
（土日祝日は除きます）

■縦覧できるもの（固定資産課税台帳にかわるもの）

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在地番、地目、地積、価格）

・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）

※縦覧台帳は旧町単位で作成していますので、所在を確認のうえ、該当の各総合支所または税務課で縦覧してください。

■縦覧できる人、縦覧に必要なもの

①固定資産税が課税されている土地・家屋を所有している人。  
（ただし、土地（家屋）のみを所有している者は、家屋（土地）の縦覧ができません）

・必要なもの  
本人確認ができるもの  
（運転免許証等）

※納税者と同居の親族も同様に取り扱います。

②納税者本人から委任を受け  
た方

・必要なもの  
委任状（または納税通知書等）

■縦覧料 無料

■時間

午前8時30分～午後5時15分

■場所

各総合支所または税務課

■問い合わせ

税務課課税第2班

☎0820(74)1008

令和2年度前期

危険物取扱者試験案内

■資格の内容

消防法では、一定量以上の危険物（ガソリン、灯油等）を取り扱う施設には、「危険物取扱者」を置いて取り扱うこととされています。

■試験の種類・実施日・場所  
種類  
危険物取扱者試験（甲種・乙種・丙種）

・実施日  
6月20日(土)、21日(日)

・場所  
県内各市（各市により実施日が異なります）

■受験資格  
甲種以外は誰でも受験できます。

■受験申請の手続き  
受験申請の手続き方法は、書面申請と電子申請（インターネット申請）があります。

書面申請は最寄りの消防機関に置いてある受験願書に必要書類を添えて期限までに提出してください。

電子申請の詳細は（一財）消防試験研究センターのホームページをご覧ください。  
<http://www.shoubo-shiken.or.jp>

■願書受付期間

・書面申請  
4月6日(月)～4月20日(月)

・電子申請  
4月3日(金)～4月17日(金)

■試験準備講習会  
乙種第4類受験者を対象とした試験準備講習会を開催します。

・日時  
5月21日(木)・22日(金)の2日間  
（両日午前9時～午後4時）

・場所  
中国電力(株)柳井発電所ふれあいホール（柳井市宮本塩浜1578-8）

・定員 30人  
・受講料  
周東地区危険物安全協会  
会員 6000円  
非会員 9000円

申し込みは、最寄りの消防署（所）に置いてある受験申込書に必要事項を記入し、願書受付期間内に消防署（所）へ提出してください。（受講料は講習会当日に徴収します）

■その他  
柳井市においては、6月20日(土)に「乙種第4類」の試験が行われます。

集合時間 午前9時30分

■問い合わせ

柳井地区広域消防本部予防課  
☎0820(23)7774



★催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります

陶芸作品展

八幡生涯学習のむら陶芸の館の陶芸教室受講生・シニアクラブ陶芸教室会員の作品を展示します。また、ミニ香炉に煙だしの穴をあける体験コーナーもあります。

■日時  
3月27日(金)～29日(日)  
午前9時～午後5時  
(29日は午後4時まで)

■場所  
八幡生涯学習のむら  
体験コーナー

●体験コーナー  
受付時間  
午後4時まで  
(29日は午後3時まで)

・体験料  
1個1000円(材料代)

・定員 20人(先着順)

■後援

周防大島町教育委員会  
■問い合わせ  
八幡生涯学習のむら

☎0820(72)2601

写真展

「昭和残影～ふるさとの島～」  
小積出身の写真家・瀨田勝年さんが、周防大島町内に残る古建物など「昭和のなごり」を撮影した作品75点を展示します。

■日時  
4月11日(土)～4月14日(火)  
午前9時30分～午後5時  
(入場は午後4時30分まで)

■場所  
久賀総合センター2階  
講義室(入場無料)

■後援  
周防大島町教育委員会

■問い合わせ  
☎090(3377)7684  
(瀨田)



島のくらしをおすそわけ  
「春コース」

●タケノコ缶詰づくり

日時

4月17日(金)

午前9時30分～午後1時

場所

大島地区農産物加工センター

体験料 1500円

受入人数 10人

募集締め切り

4月7日(火)

●夏みかんの加工品づくり

日時

4月23日(木)

午前9時～午後3時

場所

橘地区農産物加工センター

体験料 3000円

受入人数 10人

募集締め切り

4月13日(月)

○各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ

周防大島くらし体験ネット

ワーク事務局(農林課内)

☎0820(79)1002

竜崎温泉温水プール指導日  
(3月21日～4月20日)

実施日

3月	竜崎温泉施設の改修工事のためお休みです。
4月	2日(木)、3日(金)、7日(火)、9日(木) 10日(金)、14日(火)、16日(木)、17日(金)

※65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

■指導時間 午前10時～午後3時30分

※実施日等は事情により変更することがあります。

■問い合わせ 介護保険課 地域包括支援センター  
☎0820(73)5506

人権相談所を開設します

人権相談所では、差別、いじめ、嫌がらせ等、人権に関する問題の相談を受けています。

【常設人権相談所】

法務局では毎日(休日を除く)人権相談に応じています。

山口地方法務局岩国支局(岩国市錦見一丁目16-35)

☎0827(43)1125

〈平日 午前8時30分～午後5時15分〉

【特設人権相談所】

町内で毎月1回1会場(午前9時30分～正午)にて、地域の人権擁護委員による特設人権相談所が開設されています。

※悪天候により警報等が発令された場合は中止になることがあります。

— 令和2年度計画 —

○久賀総合センター

4月3日(金)、8月7日(金)、12月4日(金)

○大島庁舎

5月8日(金)、9月4日(金)、1月8日(金)

○橘総合センター


6月5日(金)、10月2日(金)、2月5日(金)

○東和総合センター

7月3日(金)、11月6日(金)、3月5日(金)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

開始100年の国勢調査、 はじまります



日本国内に住むすべての人と世帯を対象とした5年に一度の大調査

国勢調査2020

国勢調査2020キャンペーンサイト <https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>

《4月の柳井健康福祉センター 定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	8日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	8日(水)	10:00～10:30
風しん抗体検査	8日(水)	10:30～11:00

相談内容	実施日	時間
HIV抗体検査	8日(水)	13:30～15:30
心の健康相談	21日(火)	13:00～14:00
思春期・ストレス相談	24日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。

■問い合わせ 柳井健康福祉センター ☎0820(22)3631



## 周防大島で農業を始めませんか？ 令和2年度受講生募集！

周防大島担い手支援センターでは、将来周防大島で農業を営むこと、援農作業を希望する方を対象として、みかん栽培や、野菜等の栽培基礎などを学ぶ塾を開講しています。

◆対象者 次のいずれかに該当する方

- ・将来周防大島で農業を営むことを希望する方
- ・援農作業を希望する方

◆応募期限 4月17日(金) ※応募多数の場合は選考

### 周防大島みかんいきいき営農塾

- 募集人数 40人程度
- 参加費 8,000円
- 受講期間 令和2年5月～令和3年4月  
毎月1回、第1火曜日予定
- 会場 大島柑きつ振興センター他
- 研修内容 みかん栽培、農薬の防除方法等



### J A生き生き帰農塾

- 募集人数 30人程度
- 参加費 8,000円
- 受講期間 令和2年5月～令和3年4月  
毎月1回、第3水曜日予定
- 会場 J A山口県久賀支所他
- 研修内容 農業初心者向けに野菜等幅広い作物の栽培基礎等



◆申し込み・問い合わせ 周防大島担い手支援センター ☎0820(79)1007

## 柳井警察署だより

### 子供を犯罪被害から守ろう！

県内では、子供に対する犯罪や、その前兆となる声かけ事案等が多く発生しています。

新学期を迎えるにあたり、地域の防犯力を高めて子供を犯罪の被害から守りましょう。

#### 「ながら見守り」にご協力を！

現在、各地域で防犯ボランティア団体が結成され、通学路や子供の遊び場などに対する見守り活動が行われていますが、子供を犯罪被害から守るためには、より多くの地域の皆さんの協力が必要です。

そこで、地域の皆さんは散歩や買い物等の日常生活をしながら、事業者の方は事業活動をしている中、防犯の視点を持って子供を見守る「ながら見守り」を行いましょう。

#### 「ながら見守り」のポイント？

声かけ事案等は登下校時間帯の通学路上で多く発生していますので、こうした時間帯、場所での子供の見守りが効果的です。

万が一、「子供が被害に遭っているのを見た」「子供が助けを求めてきた」ときは、すぐに110番通報しましょう。



☎周防大島幹部交番 0820(72)0110  
柳井警察署 0820(23)0110

## 東京 2020 オリンピック聖火リレーのボランティアを募集します

柳井市で実施される東京 2020 オリンピック聖火リレーを支えていただくボランティアを募集します。

■日 時 5月14日(木)

午前9時～正午(活動予定時間)

■活動場所

柳井市役所～柳井小学校グラウンド間の聖火リレーコース沿道および沿道周辺

■活動内容

聖火リレーの運営補助、会場および沿道の観客誘導等

■募集人数 50人程度(先着順)

■募集期間

3月16日(月)～4月10日(金)

■応募対象

町内に在住、在職、在学し、平成17年4月1日以前に生まれた方(高校生の方は、保護者の同意が必要です)

■応募資格

- ・ボランティアとしての責任や自覚があり、活動内容を遵守できる方
- ・実施日当日に、指定の場所、時間で活動が可能な方(活動場所までは、東和総合センター出発のバスで移動します)

■応募方法

各公民館、大島文化センター、橘総合センターおよび東和総合センターに設置してある申込書に必要な事項をご記入のうえ、郵送または直接お届けください。

■選考結果

採用された方には、後日お知らせします。

■応募先・問い合わせ

〒742-2512 周防大島町平野269-44

社会教育課 スポーツ振興班 ☎0820(78)5048

## ♪食推おすすめレシピ♪

## わかめとれんこん入りつくねの照り焼き



食物繊維が豊富で低エネルギーなわかめやれんこん、豆腐を使ってボリュームのある1品になります。わかめやねぎ、しょうがの風味をいかして調味料は控えめに。粗みじん切りにしたれんこんのしゃきしゃきとした食感もおいしく感じられるポイントです。



## 【1人分の栄養素量】

・エネルギー	193kcal
・たんぱく質	12.4g
・脂質	10.7g
・食物繊維	1.6g
・食塩相当量	1.0g

## 〈材料〉(4人分)

鶏ひき肉	200g
豆腐	150g
わかめ(水戻し)	60g
れんこん	80g
ねぎ	20g
片栗粉	大さじ1
しょうゆ	小さじ1/2
酒	小さじ1
しょうが(おろし)	2g
油	大さじ1
しょうゆ	大さじ1
酒	大さじ1
みりん	大さじ1

## 〈作り方〉

- ①わかめは洗って粗めのみじん切りにする。れんこんとねぎも粗めのみじん切りにする。
- ②ボウルに鶏ひき肉、豆腐、①、Aを加えてよく混ぜて小判形に成形する。(1人3個分ずつ)
- ③フライパンに油をひいて中火に熱し、②を並べ入れてふたをして裏返しながらかく。
- ④火が通ったら火を弱めてBを加え、全体に絡める。

健康増進課 健康づくり班  
☎0820(73)5504

山口県柳井健康福祉センターからのお知らせ

3月23日から、  
「山口県柳井健康福祉センター」は、  
「山口県柳井総合庁舎」に移転します

移転先の住所および連絡先は次のとおりです。

■移転先住所

〒742-0031 柳井市南町三丁目9-3  
山口県柳井総合庁舎

■連絡先

- 保健福祉・総務室（2階）  
☎0820(22)3777 FAX0820(22)3895
- 福祉部保護課（東部社会福祉事務所）（2階）  
☎0820(22)3777 FAX0820(22)3895
- 保健環境部（柳井環境保健所）（1階）  
☎0820(22)3631 FAX0820(22)7286

釣り堀「フィッシングビレッジやしる郷」  
の施設を活用してみませんか？

現在、屋代ダム公園すぐそばにある「フィッシングビレッジやしる郷」は休館していますが、当施設を運営したい方を募集します。



また、施設運営に関してさまざまなアイデア、提言等をお持ちの方は連絡をお願いします。

■問い合わせ 商工観光課 公共施設管理班  
☎0820(79)1003

ホ元  
気  
で  
す  
か  
？

こちらは管理栄養士です

周防大島町管理栄養士

村井 祐佳

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班  
☎0820(73)5504

「日本人の食事摂取基準  
2020年版」が4月  
から適用されます！

健康を維持する上で基本となるのが栄養バランスのとれた食事です。「日本人の食事摂取基準」は国民の健康の保持・増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギーおよび栄養素の量の基準を厚生労働大臣が定めるもので、5

取目標量を引き上げ。  
・ナトリウム量(食塩相当量)について、成人の目標量を1日当たり0.5g引き下げるとともに、高血圧や慢性腎臓病の重症化予防を目的として1日当たり6g未満と設定。  
・コレステロールについて、脂質異常症の重症化予防を目的とした量を新たに記載。その他の栄養素についても、さまざまな調査・研究から根拠が得られたものについては基準が見直されています。

下げられ、男性7.5g未満、女性6.5g未満となります。厳しい基準に思われますが、各国のガイドラインを考慮すると高血圧の予防のためには1日当たり6g未満が望ましいと考えられ、全国的にも食塩摂取量は減少傾向であることから今回の引き下げにつながっています。

年毎に改定されています。今回の改定では「活力ある健康長寿社会の実現」に向けて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に加えて高齢者の低栄養予防・フレイル予防も視野に入れたものになっています。

しかし、目標量が改定されたからといって、急激に減塩を進めるのではなく、日々の食事で少しずつ減塩のコツを取り入れて薄味に慣れ、継続することが大切です。

【改定の主なポイント】

今回の改定の中で、私達が「ちょび塩」を入れて取り組んでいるナトリウム量(食塩相当量)については、成人の目標量が現行より1日当たり0.5g引き

- ・高齢者を「65〜74歳」、「75歳以上」の2つに区分し、摂取基準を設定。
- ・65歳以上のたんぱく質の摂

今回の改定の中で、私達が「ちょび塩」として特に力を入れて取り組んでいるナトリウム量(食塩相当量)については、成人の目標量が現行より1日当たり0.5g引き

・65歳以上のたんぱく質の摂

今回の改定の中で、私達が「ちょび塩」として特に力を入れて取り組んでいるナトリウム量(食塩相当量)については、成人の目標量が現行より1日当たり0.5g引き



3月(21日~31日)

21 (土)	
22 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈おげんきクリニック ☎74-2490〉 安下庄海の市 10:00~14:00 (橘グリーンパーク横)
23 (月)	
24 (火)	
25 (水)	
26 (木)	
27 (金)	
28 (土)	
29 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈川口医院 ☎78-0306〉
30 (月)	
31 (火)	

5 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈橘医院(仮称)【橘病院】 ☎77-1000〉
6 (月)	
7 (火)	
8 (水)	ちょび塩の日PR活動 10:00~12:00 (Aコープ久賀店)
9 (木)	
10 (金)	育児相談 10:00~11:30(日良居庁舎)
11 (土)	
12 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈山中クリニック ☎72-0152〉
13 (月)	
14 (火)	
15 (水)	
16 (木)	
17 (金)	
18 (土)	
19 (日)	休日在宅当番医 9:00~17:00 〈しまかぜ在宅支援診療所 ☎78-2533〉
20 (月)	

4月(1日~20日)

1 (水)	
2 (木)	認知症相談日 9:00~16:00(日良居庁舎) 〈圃地域包括支援センター ☎73-5506〉
3 (金)	こころの相談会(要予約) 10:00~12:00 〈申込先 健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504〉
4 (土)	

※町立病院は、年間を通して休日夜間救急医療に当直医が対応しています。

◆大島病院 ☎74-2580 ◆東和病院 ☎78-0310

※催しや各種行事については、新型コロナウイルスの影響によっては、中止や延期の可能性もあります。

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。

【訂正】広報令和2年2月号に誤りがありました。訂正しお詫び申し上げます。

○特定公共賃貸住宅および町営住宅等の入居者募集（12ページ）

■選考方法

〈誤〉…申込締切後4週間

〈正〉…申込締切後6週間

人の動き（3月1日現在）※増減は対前月比

人口	15,678人	(68人減)
男(日本人)	7,211人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 19人 小計 23人 減：死亡 31人 転出 57人 小計 88人
女(日本人)	8,365人	
外国人	102人	(3人減)
世帯数	8,974戸	(47戸減)

過去5年の人の動き（各年12月31日現在）

人(戸)数	H 27	H 28	H 29	H 30	H31・R1
人口	17,649	17,237	16,756	16,320	15,775
男(日本人)	8,030	7,840	7,646	7,472	7,257
女(日本人)	9,526	9,304	9,022	8,758	8,413
外国人	93	93	88	90	105
世帯数	9,787	9,671	9,438	9,266	9,040

周防大島町交通事故発生状況（令和2年1月末現在）

人身交通事故（前年比）		
件数	死者	傷者
1 (+1)	0 (±0)	1 (+1)

物損事故件数		
15	前年比	-12

過去5年の状況（各年12月末現在）

人(件)数	H 27	H 28	H 29	H 30	H31・R1
人身事故	48	37	32	32	27
死者	1	1	1	1	0
傷者	56	53	46	39	39
物損事故	324	324	280	319	325

このコーナーはPDF版では掲載しておりません。



## 2020 語学留学はハワイカウアイ島で

夏休み期間中の留学事業を、姉妹島のカウアイ島で実施するよう、受入先のハワイ大学カウアイコミュニティカレッジと調整しています。

### ☞ 研修先

米国ハワイ州カウアイ島

### ☞ 研修内容

座学英语講座、ハワイ文化や日系人の歴史等の異文化学習、地元学生等との体験交流学习、フィールドスタディー、ホームステイなどを計画

### ☞ 研修期間

8月3日(月)から8月16日(日)までの予定

### ☞ 対象者

町内に住所を有する高校生または高等専門学校1～3学年の学生

### ☞ 募集人数

6人の予定

### ☞ 参加費用

20万円の予定(別途、海外旅行保険や食費などの自己負担あり)

### ☞ 応募方法

詳しくは、4月1日以降に周防大島町公式ホームページでお知らせします。

### ■ 申し込み・問い合わせ

教育委員会 総務課

☎ 0820 (78) 0700

